

# 鶴ヶ島市からのお知らせ

令和4年6月17日

川越新聞記者会の皆さんよろしく申し上げます

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「誤支給」について

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)について、対象外の世帯へ誤って支給していたことが判明しました。

概要等	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 概要 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象外である「<u>租税条約に基づく住民税の免除世帯</u>」に対して、<u>誤って給付金を支給</u>してしまったものです。</li><li>■ 対象者 <u>7名</u> (タイ国籍6名、中国国籍1名。すべて技能実習生)</li><li>■ 支給額 <u>70万円</u> (7名 × 10万円)</li><li>■ 誤支給の原因 届出書の確認不足とシステム入力時の誤り</li></ul>
対応状況等	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 対応状況 技能実習生の受け入れ事業者の協力を得ながら、現在までに全員と連絡を取ることができ、対象者へのお詫び、経緯の説明、給付金返還のお願いをしています。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 詳細については、別紙のとおりです 6月17日に市議会に報告した資料を添付しています。</li></ul>

【担当部署】 福祉部 福祉政策課      【担当者】 福祉政策課長 岸田  
【連絡先】 Tel : 049-271-1111 (内線 280)  
【M a i l】 10500010@city.tsurugashima.lg.jp

## 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の誤支給について

所管課：福祉政策課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、支給対象外世帯への支給誤りが判明いたしましたので報告いたします。

### 【経緯】

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給にあたっては、租税条約に基づき課税の免除を受けたことにより、住民税均等割が課されないこととなった方は支給の対象外となります。

そのため、免除となった方は、市へ提出された令和3年度「租税条約に基づく住民税免除の届出書」等により確認を行っておりました。

しかし、各地で対象外の外国人に誤って支給したとの報道があり、市の状況を確認したところ、7名に対して誤って支給している事実が判明いたしました。

原因は、確認不足とシステム入力時の誤りによるものです。

※租税条約…課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進などを目的として締結された条約で、国と国が締結する税金の取り決め。

【対象者】 7名（タイ国籍6名、中国国籍1名 ※すべて技能実習生）

【支給額】 合計70万円（7名×10万円）

### 【対応状況】

技能実習生を受け入れている事業者の協力を得ながら、対象者にお詫びするとともに経緯等を説明し、給付金の返還をお願いしています。

### 【再発防止策】

今後につきましては、複数人でのリストの確認と併せて、申請内容のシステム入力についても複数人で確認を行う体制とします。また、支給処理前に再度確認を行います。